

議案第23号

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小菅 淳 一

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表各種検診出務医師の項中「20,200円」を「30,000円以内」に改め、同表鳥獣被害対策実施隊員の項中「4,960円」を「6,560円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。